令和８（２０２６）年度

柏崎市 公共工事入札制度及び契約事務について

柏崎市財務部契約検査課

令和８（２０２６）年度公共工事入札制度及び契約事務について（全体）

柏崎市財務部契約検査課

項目	内　　容
電子入札	**〔共通〕** 入札日時は原則２日間設け、初日の午前９時から２日目の午後１時までとし、開札時間を翌日午前９時以降とする。（それぞれ土・日・祝祭日にあたる場合は、翌開庁日とする。）。 ※　具体的な入札日は、前月の１５日頃に柏崎市ホームページに掲載するので、それにより確認すること。 **〔制限付一般競争入札〕** 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道本支管布設工事の各工事において、市内に本店を有する業者を対象に、Ａ級～Ｃ級の各等級に応じて実施する。 【特記事項】 **・管工事** Ｃランク工事については、昨年度同様、Ｂ級及びＣ級混合の入札を行う。 **・水道本支管布設工事** 次のア・イのいずれの要件も満たす者は、水道本支管布設工事についてのみ、入札参加資格格付けがＡ級の市内本店業者と同等の資格を有するものとする。 ア　市内に支店・営業所を有するもの イ　過去３年間に柏崎市の水道本支管布設工事Ａ級として施工実績があるもの Ｃランク工事については、昨年度同様、Ｂ級及びＣ級混合の入札を行う。 ※　応札者なしによる入札の中止が頻発する場合、応札可能業者の増加を図るため、混合ランクの採用を検討する。 **〔指名競争入札〕** 公募型指名競争入札※の対象工事、専門工事及び災害復旧工事並びにその他緊急により必要と認める工事 **※　公募型指名競争入札** 予定価格が土木一式工事５億円以上、建築一式工事１０億円以上、設備工事３億円以上の工事を対象とし、２者又は３者による特定共同企業体での入札とする。
再入札	１回とする。（ただし、初回の応札業者が１者の場合若しくは初回入札が複数者でも無効又は失格により再入札者が１者になった場合、再入札は行わない。） 再入札の日時を原則、開札日の翌日午前９時から午後１時までとし、開札時間を同日午後１時１分以降とする（土・日・祝祭日にあたる場合は、翌開庁日とする。）。

契約日

原則として「開札日の翌日から起算して３日後（土・日・祝祭日を除く）」とする。

（例：開札が木曜日の場合、金曜日から起算し、土日を除く３日後の火曜日が契約締結日となる。）

※但し、随意契約の場合、緊急を要する工事については見積日を契約日とする。

予定価格・制限価格

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の公表等は、次のとおりとする。

・予定価格：事後公表
・最低制限価格、低入札価格調査基準価格：事後公表
　※最低制限価格未満での入札者は、「失格」とする。
・公表方法：入札情報サービスに掲載
　※開札後、落札者が決定した時点で公表する。

等級別総合評点及び技術者の要件

入札参加資格のＡ級からＣ級までの判定は、次のとおりとする。

	総　合　評　点			
等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	820 以上	790 以上	800 以上	740 以上
B	670～819	690～789	650～799	650～739
C	669 以下	689 以下	649 以下	649 以下

	土木一式　技術職員の数		建築一式　技術職員の数		電気・管工事 技術職員の数	
等級	１級技術職員数	１級＋２級技術職員数	１級技術職員数	１級＋２級技術職員数	１級技術職員数	１級＋２級技術職員数
A	２人以上	７人以上	２人以上	５人以上	１人以上	２人以上
B		３人以上		３人以上		１人以上
C		２人以上		１人以上		１人以上

	総　合　評　点
等級	水道本支管布設工事
A	800 以上
B	700～799
C	699 以下

等級	水道本支管布設　技術職員の数	
	給水装置工事主任技術者数	有資格者数
A	３人以上	４人以上
B	２人以上	３人以上
C		１人以上

（注）総合評点の基準は満たしても、技術職員数の基準を満たさない場合は、技術職員数の等級を満たす等級まで降級する。

発注標準

予定価格の別に応じて、工種別、等級別の発注標準は、次のとおりとする。

等級	土木一式工事 ・ 建築一式工事	電気工事 ・ 管工事
A	2,300 万円以上	900 万円以上
B	500 万円以上　2,300 万円未満	300 万円以上　900 万円未満
C	200 万円超　500 万円未満	200 万円超　300 万円未満

等級	水道本支管布設工事
A	2,000 万円以上
B	500 万円以上　2,000 万円未満
C	200 万円超　500 万円未満

質問・疑義申立て

〔設計書への質問〕

・質問受付期限：電子入札書受付締切日の５日前の午後４時までに、電子メールにより質問書を提出。

・質問への回答：電子入札書受付締切日の３日前の午後５時までに、入札情報サービスへ掲載。

〔開札後の疑義申立て〕

・「柏崎市発注工事の疑義申立てに関する事務取扱要領」及び「発注工事の積算疑義申立てに関する取扱いについて」による。（概要は次のとおり）

・一定の条件に該当する工事は、開札後の疑義申立て対象工事として、疑義申立て期間が経過するまで落札決定を保留する。

・開札結果に疑義のある者（入札参加者に限る。）は、一定の手続きにより疑義申立てを行い、発注工事の積算内容の再確認を要求することができる。

内訳明細書

〔電子入札〕　入札書の提出の際に添付を義務付ける。

〔随意契約〕　見積書の提出の際に添付を義務付ける。

【留意事項】

⑴　入札書（又は見積書）記載金額と工事費内訳明細書の記載金額（消費税抜き）を一致させ、値引きの記載はしないこと。また、柏崎市電子入札運用基準第１１条を確認すること。

⑵　工事番号、工事名、商号又は名称、代表者職氏名が分かるよう、記載すること。

⑶　提出に当たっては、欠落、記入誤り、計算誤り等がないよう、十分確認すること。
また、提出された内訳明細書は、契約検査課の指示による場合を除き、差し替え又は撤回をすることができない。

⑷　６ページに記載の「入札における内訳明細書への労務費等の記載について」及び「契約における請負代金内訳書の提出について」を十分留意の上、記載すること。

⑸　入札書（又は見積書）に添付した内訳明細書に重大な誤りや遺漏があった場合は、当該入札（又は見積）を無効とする場合がある。

契約保証金

〔当初契約締結時〕

契約検査課で契約締結する工事については、全ての契約で契約保証金（原則として、請負代金の額（以下「請負金額」という。）の１０％以上）の納付が必要

ただし、契約保証金に代えて、次に掲げるものを提出することができる。

⑴　金融機関の保証証書　　⑶　前払保証事業会社の保証証書

⑵　履行保証保険の証書　　⑷　公共工事履行保証証券

〔変更契約締結時〕

・増額変更：当初契約の３０％を越えるときは、変更後の請負金額の１０％以上に増額が必要

・減額変更：申し出により、変更後の請負金額の１０％以上に減額可能

・工期変更＜工期延長時＞：延長後の工期を含む内容に、保証期間の延長が必要※

＜工期短縮時＞：申し出により、短縮後の内容に、保証期間の短縮が可能

※前払保証事業会社の保証による場合は、工期延長に伴う保証期間の延長は不要とする。

請求と支払

〔前金払〕

前払保証事業会社の「前払金保証」を受けた場合、請負金額（継続費における当該年度支払限度額）の４０％までを請求することができる（１０万円未満切捨て）。

〔中間前金払〕

既に前金払の支払を受けている者が、次の要件を満たす場合、当初の前払金に追加して請負金額の２０％までを請求することができる（１０万円未満切捨て）。

⑴　工期の２分の１以上経過していること

⑵　工程表により、工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること

⑶　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の２分の１以上の額に相当するものであること

※請求前に認定申請書を提出し（工事履行報告書を添付）、認定通知書を受領したら請求書を提出すること（前払保証事業会社の「中間前払金保証」が必要）。

〔部分払〕

工期が１２０日以上で、かつ、予定価格が一定額以上の場合において、申し出により、次のとおり請求することができる。

継続費における当該年度支払限度額の残額の支払は、部分払として支払う。

予定価格等	請求回数
1億円超	別途設定する
3,000万円超　1億円以下	2回
300万円以上　3,000万円以下	1回

〔精算払〕

工事完成に伴い受注者が（精算払の）請求書を提出するときは、しゅん工検査を受けた後、その検査合格通知書と引き換えにより行うものとする。

〔支払日〕

前金払、中間前金払及び部分払の支払日は、請求を受けた日から１４日以内とする。

精算払は、請求を受けた日から３０日以内とする。

その他	**〔指名停止業者の公表〕** 指名停止業者については、ホームページに公表する。 公表内容：業者名、所在地、指名停止期間、指名停止措置理由 **〔不正行為の損害賠償〕** 柏崎市財務規則別記建設工事請負基準約款に、「談合その他不正行為による解除」、「損害賠償の予定」の条項を規定している。これらに該当した場合、損害賠償金として契約金額の１００分の１０に相当する額の支払を求める。 損害賠償額がこの予定額を超過する場合は、実損害賠償額に相当する金額の支払を求める。

入札における内訳明細書への労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳」を記載することが義務付けられました（令和７（２０２５）年１２月施行)。

これに伴い、以下の点に十分留意の上、内訳明細書を作成してください。

・以下の５項目を新たに記載してください。

⑴ 材料費
⑵ 労務費
⑶ 法定福利費（事業主負担額）
⑷ 安全衛生経費
⑸ 建設業退職金共済契約に係る掛金

・公告又は指名通知の際に添付する様式（「工事費内訳書別紙」）に上記金額を記載し、内訳明細書提出と同時に添付して提出してください。

※全ての案件で提出してください。

※電子入札システムで提出の際、Zip ファイルで圧縮して提出してください。

・記載に当たり、全てを計上できない場合、未記入とせずに必ず「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるよう記載してください。また、一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるよう記載してください。

・上記５項目の提出がない、又は記載がない場合、国土交通省の直轄工事では「無効」の取扱いとしますが、本市では当面の間、無効とせず改めて提出を求めることとします。

・提出していただいた金額の妥当性について、市が算出した金額と乖離がある等、疑義が生じた場合は、算出根拠等を確認させていただく場合があります。

契約における請負代金内訳書の提出について

これまでの「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について」の取扱い（2,300 万円以上、契約締結から７日以内に提出等）は、契約案件全てについて、「上記５項目を記載した請負代金内訳書を契約締結後７日以内に提出すること」に変更します。

上記５項目については、入札の際に提出した「工事費内訳書別紙」を添付することで記載に代えることができることとします。

「週休２日取得モデル工事」から「週休２日適用工事」への変更

令和２（２０２０)年度から土木工事の一部で試行している「週休２日取得モデル工事」について、令和６（２０２４）年２月１日に要領を改定し試行していますが、令和６（２０２４）年１０月の新潟県の要領の改訂に伴い、令和７（２０２５）年度から柏崎市でも「週休２日適用工事」を実施します。

なお、柏崎市の要領は廃止し、新潟県の要領を準用しますので、詳細は新潟県土木部のホームページを参照願います。

「施工時期選択可能工事制度（任意着手方式)」の試行

令和６（２０２４）年２月１日から試行しており、予定価格が 200 万円超 2,000 万円未満で、入札に付する工事を対象に、工事開始期限日を契約締結予定日から起算して９０日を限

度に運用しています。９月末日までに契約を締結し、当該年度内に標準工期を確保できる工事等の条件で、設計書に特記仕様書を添付したものを対象とします。本制度を利用する場合、契約時に工事開始日選択承認申請書を提出していただきます。

試行内容の詳細については、本市ホームページに掲載している試行要領を御確認ください。

■ 「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の試行

一部の工事について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を試行します。

試行対象工事は次のとおりです。

・主たる工種が屋外作業である工事で、監督員が認めたもの（工場製作工事及び建築工事は除く）とします。

・試行対象工事は、設計書に「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」特記仕様書を添付します。

試行内容は、実施要領によります。

■ 建設現場に設置する「快適トイレ」の試行

一部の工事について、「快適トイレ」の設置を令和５（２０２３）年２月１日から試行しています。

試行対象工事は、7,000 万円以上の工事で受注業者の希望があった工事とし、設計書に『建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書（希望型)』を添付します。

試行内容の詳細については、本市ホームページに掲載している試行要領を御確認ください。

■ 施工体制台帳等の作成・提出

市が発注した建設工事のうち、下請契約を締結する工事については、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを工事担当する監督員へ提出してください。

※ 施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は,「建設工事の請負契約」における全ての下請負人を指しますので，一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。(建設業の許可を受けていない者を含みます。)

なお、柏崎市は「建設工事の請負契約」に該当しない「資材納入」、「調査業務」、「運搬業務」、「警備業務」などに係る下請負人等については、記載の必要がありません。

○ 一括下請の禁止

下請契約を締結した工事に実質的に関与していると認められるときを除き、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

「実質的に関与していると認められるとき」とは、受注業者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する指導監督、発注者との協議、住民への説明、官公庁への届出、近隣工事との調整等）の面において主体的な役割を果たしているときをいう。

■ 現場代理人の常駐義務の緩和措置

１　兼任する当初契約金額の合計

9,000 万円未満（1 件 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満））

２　兼任する工事の件数

５件まで

工事現場に配置する現場代理人の常駐義務緩和措置は、次の２つとします。ただし、１人の現場代理人に対し、⑴と⑵を同時に適用できません。

⑴　現場代理人の常駐義務の免除

次のアからエに掲げる期間については、常駐を免除することができます。

ア　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
イ　柏崎市財務規則別記建設工事請負基準約款第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
ウ　橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
エ　現場が完了（受注者が発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し、竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除することができると発注者（予算執行職員）が認めた期間

※ただし、アからエに掲げるいずれの場合も、発注者と受注者との間で、これらの期間が工事打合簿によりあらかじめ明確となっていることが必要です。

⑵　複数の工事における現場代理人の兼任

次の①、②に該当する場合は、それぞれ５件まで兼任を認めることができるものとします。ただし、１人の現場代理人に対し、①と②を同時に適用できないものとします。

①　次のアからエまでの条件を全て満たす場合

ア　工事がいずれも柏崎市の発注した工事であること。
イ　兼任する工事の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が 9,000 万円未満（１件 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満））であること。
ウ　各工事現場間の移動時間が 1 時間程度以内であること。
エ　特記仕様書又は現場説明書に現場代理人の兼任を認めない旨の記載がないこと。

②　①以外で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注者が認める場合（契約金額の上限はなし）。

※ただし、先行している工事が当初兼任可能として発注していても、現場施工中の状況により、兼任を認めない場合もあります。

○ 現場代理人兼任届の注意事項

１　工事着手時に兼任届を提出する場合は、工事着手届と同時に提出してください。

２　兼任届に添付する次の書類をお持ちください。

①　兼任する全ての工事の当初契約書の写し

②　兼任する全ての工事の位置図（全ての工事を１枚に表示）、工程表

※１：新たに契約する工事を含みます。

※２：工程表は工事着手届に添付するほかに 1 部が必要です。

③　兼任する工事が中止されている場合は、中止通知書の写し

３　主任技術者等の兼任について

現場代理人を兼任する工事においても、現場代理人と主任技術者等は兼ねることが可能ですが、主任技術者等は建設業法の規定により請負金額が 4,500 万円（建築一式工事は

9,000 万円）以上となった場合「専任義務」がありますので、ご注意ください。

また、既に、主任技術者等がその工事の専任として届出されている場合は、他の工事の現場代理人として兼任ができませんので、ご注意ください。

４　職務代行者について

職務代行者は現場代理人が不在の間、現場での連絡や作業指示を行うことから、それぞれの現場に配置してください。

また、近接工事等において現場代理人が兼任する場合も同様の取り扱いになります。

その他工事関係

○「閲覧設計書（単抜き設計書）」の取り扱いについて

入札情報サービスで公告する単抜き設計書は、原則としてエクセルデータで公開します。ただし、エクセルデータ化が困難なものは、従来どおりＰＤＦによる公開とします。

○「仮設材賃料期間、各種損料日数、水替日数等の明示」について

仮設材賃料期間、各種損料日数、水替日数等については、設計図書において全て明示します。

基本的に、各種損料日数等は施工内訳表での明示とするが、矢板供用日数や水替工ポンプ運転日数等で施工内訳書に明示されないものは、数量総括表等により明示します。

なお、建築工事等で一式計上する仮設工事は、一式明細書等により数量を明示します。

○「県積算基準関係図書の適用を受けない単価・歩掛等の取り扱い」について

１　他官庁・協会等の積算基準を準用した場合は、出典名（図書名）を明示します。

２　物価資料及び見積りによる単価・歩掛を使用した場合は、その旨を明示します。ただし、採用見積りの業者名・単価は明示しないものとします。

○ 低入札価格調査制度による入札について

令和２（２０２０）年４月１日から一部の工事について、低入札価格調査制度による入札を実施しています。

（対象となる工事）

・予定価格１億５千万円以上の建設工事
・総合評価方式を実施する建設工事
・その他、特に必要と認める工事

○「総合評価方式」の試行について

低入札価格調査制度の制定により、令和２（２０２０）年度から総合評価方式による入札を再開しています。

原則として決定後２０日以内に柏崎市ホームページに結果を公表します。

○ 工事書類の簡素化について

産業廃棄物管理票のＡ票とＥ票の写しの提出を不要とします。また、これまでと同様に設計数量と対比できる総括表は必要です。

また、工事打合簿、材料確認書（兼確認願）、段階確認書（兼確認願）、休日・夜間作業届について、メールによる打合せを認めます（建築営繕工事は、当初設計額 500 万円未満のみ可）

○「中間技術検査の実施および小規模工事の工事評定簡素化」について

1　中間技術検査の実施について

・予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事または特殊工事等で特に必要と認められる工事について一定の進捗状況に達した時点で「中間技術検査」を行います。（原則 1 工事 1 回）

・実施時期については監督員と受注者が協議して定めます。（出来形検査を兼ねることも可）

・完成検査に準じた書類を準備した上で現場検査を実施し、中間技術検査結果通知書（第 7 号様式）により受注者に結果を通知します。

・検査員の工事成績評定は中間技術検査と完成検査を按分したものとします。

・該当する工事については中間技術検査特記仕様書により、入札時に明示するものとします。

2　小規模工事の工事評定簡素化

少額工事（契約金額 200 万円を超え、500 万円未満の工事）については、考査項目別運用表（小規模工事）により簡易な方法で成績評定を行います。なお受注者への通知については、従来どおり工事成績評定通知書（別記様式 3）項目別評定点（別紙 1）にて行います。

また、軽微な工事で出来形の確認で足りる工事（修繕工事、しゅんせつ工事、区画線工事、解体工事等）について、工事成績評定を省略します。該当する工事については入札時に特記仕様書により明示します。

※　完成検査、完成図書の省略ではありません。

○ 公共工事で発生する廃電線を障がい者就労支援に有効活用する場合の取扱いについて

これまで産業廃棄物として処分していた電線を、障害福祉サービス事業所に提供する場合には、変更対象としますので監督員と協議してください。

○ 工事成績評定点の結果の公表について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、公共工事の適正な施工の確保に関する事項として、「工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする」としています。

評定結果が 80 点以上の令和６（２０２４）年度以降の発注工事について、工事番号、工事名、工事場所、請負額、請負者及び評定点を市のホームページで公表します。